

○日高市総合福祉センター条例

平成8年9月30日条例第15号

改正 平成11年12月27日条例第24号 平成12年3月23日条例第27号  
平成12年12月22日条例第46号 平成15年12月18日条例第37号  
平成18年3月27日条例第7号 平成18年9月28日条例第28号  
平成19年3月23日条例第10号 平成20年3月26日条例第12号  
平成22年3月26日条例第6号 平成25年3月22日条例第4号  
平成28年3月29日条例第17号 平成28年12月22日条例第43号  
平成31年3月22日条例第5号

日高市総合福祉センター条例

(設置)

第1条 市民の健康の増進及び福祉の向上を図り、もって市民の相互交流及び地域福祉活動を促進するため、日高市総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）を日高市大字楡木201番地に設置する。

(施設)

第2条 福祉センターに次の施設（以下「施設」という。）を置く。

- (1) 高齢者福祉センター
- (2) 障害者福祉センター
- (3) 子育て総合支援センター
- (4) 地域包括支援センター

(定義)

第3条 この条例において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 この条例において「障害者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。

3 この条例において「児童」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に規定する乳児、幼児その他これに準ずる者をいう。

(業務)

第4条 福祉センターにおける業務は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 高齢者福祉センター 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7に規

定する老人福祉センターの事業その他高齢者の福祉の増進のために必要な事業に関すること。

(2) 障害者福祉センター 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条に規定する身体障害者福祉センターの事業その他障害者の福祉の増進のために必要な事業に関すること。

(3) 子育て総合支援センター 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業その他子育て支援のために必要な事業に関すること。

(4) 地域包括支援センター 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号ニ及び同条第2項第1号から第3号までに掲げる事業その他市長が定める事業に関すること。

（利用対象者）

第5条 福祉センターを利用することができる者は、市内に住所を有する者（第1号及び第2号に掲げる施設にあっては川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町及び越生町の区域内に住所を有する者を、第3号に掲げる施設にあっては市内に在勤し、又は在学する者を含む。）で、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 高齢者福祉センター 高齢者

(2) 障害者福祉センター 障害者

(3) 子育て総合支援センター 児童及びその保護者等

(4) 地域包括支援センター 介護保険の被保険者及びその家族等

2 公共団体又は公共的団体等は、高齢者及び障害者の福祉の増進を目的とする場合は、施設（前項第1号及び第2号に掲げる施設に限る。次項において同じ。）を利用することができる。

3 市長は、福祉センターの利用又は管理上支障がないと認めるときは、前2項に規定する者以外の者に施設を利用させることができる。

（利用時間）

第6条 福祉センターの利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 高齢者福祉センター及び障害者福祉センター 午前9時から午後9時30分まで。ただし、研修室にあっては午前9時から午後9時まで、大広間、教養娯楽室及び調理実習室にあっては午前9時から午後7時まで、浴室にあっては午前10時30分から午後7時まで

(2) 子育て総合支援センター及び地域包括支援センター 午前9時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 福祉センターの休館日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 高齢者福祉センター及び障害者福祉センター

ア 毎月の第1土曜日及び第3土曜日

イ 12月28日から翌年の1月4日までの日

(2) 子育て総合支援センター

ア 毎月の第1土曜日及び第3土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月28日から翌年の1月4日までの日

(3) 地域包括支援センター

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(利用許可)

第8条 施設の室及び附属設備（規則で定めるものに限る。次条、第12条及び第13条において「室等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしてはならない。

(1) 施設の管理上支障があると認められるとき。

(2) 施設の設置の目的に反すると認められるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第9条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その許可を受けた目的以外に室等を利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し

てはならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は施設の管理上特に必要があると認めるときは、第8条第1項の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第8条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 不正な手段によって第8条第1項の許可を受けたとき。

(使用料)

第11条 利用者は、別表に掲げる高齢者福祉センター及び障害者福祉センターの室及び附属設備を利用しようとするときは、同表に掲げる使用料（以下「使用料」という。）を納めなければならない。

2 利用者は、使用料を市長が指定する期日までに納めなければならない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責任でない事由により利用することができないときは、この限りでない。

(特別な設備等)

第12条 利用者は、特別な設備又は装飾をして室等を利用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けるものとし、利用後速やかに原状に復さなければならない。

(原状回復)

第13条 利用者は、室等の利用を終えたときは、器具等を整理し、清掃するなど、速やかに当該室等を原状に復さなければならない。第10条の規定により、利用許可の取消し又は利用の停止の処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第14条 福祉センターを利用する者は、その施設及び附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(入館の禁止等)

第15条 市長は、福祉センターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し退館を命ずることができる。

(販売行為等の許可)

第16条 福祉センターにおいて、物品の販売、宣伝その他の営利行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
- (2) 第8条第1項の許可に関する業務
- (3) 施設の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の規定により市長が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行わせる場合において、第5条第3項の規定の適用については、同項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第2項及び第7条第2項の規定の適用については、これらの規定中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第8条、第10条、第12条及び第15条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第18条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 市長は、前項の規定により申請があつたときは、次に掲げる基準を満たすもので適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な施設の利用を確保することができること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な運営を行うことができること。
- (3) 指定管理業務を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の管理の基準等)

第19条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に施設の運営を行うこと。
- (2) 施設の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準を遵守する上で必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関し必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の適正な管理に関し必要な事項  
(指定管理者による現状変更等)

第20条 指定管理者は、施設の改修、増設その他の市長が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金の收受等)

第21条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に別表に掲げる高齢者福祉センター及び障害者福祉センターの室及び附属設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。

3 利用者は、前項の規定により指定管理者が定めた利用料金を指定管理者に納めなければならない。この場合において、第11条第1項の規定は、適用しない。

4 第11条第2項、第3項及び第4項の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第11条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「市長の承認を得て、利用料金」と、同条第4項中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(総合福祉センター運営協議会)

第22条 福祉センターの運営を円滑に行うため、日高市総合福祉センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 福祉センターの事業計画に関すること。

(2) 福祉センターの利用状況に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、福祉センターの運営に係る基本的な事項に関すること。

第23条 協議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 社会福祉関係団体の代表者

(2) 知識経験を有する者

(3) 関係行政機関の代表者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年10月1日から施行する。ただし、第3条第2号から第4号までの規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成9年規則第9号で、同年4月1日から施行）

附 則（平成11年12月27日条例第24号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 改正後の日高市総合福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に基づく利用許可に係る使用料について適用し、同日前における申請に基づく利用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月23日条例第27号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第46号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年12月18日条例第37号）

この条例中別表の改正規定は、平成16年4月1日から、その他の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成18年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は平成18年9月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第17条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、平成18年9月1日前においても、改正後の第18条及び第19条第2項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 平成18年9月1日前に、改正前の日高市総合福祉センター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為（平成18年9月1日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、改正後の日高市総合福祉センター条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年9月28日条例第28号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第10号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定及び第4条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第17条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、平成20年4月1日前においても、改正後の第18条及び第19条第2項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 平成20年4月1日前に、改正前の日高市総合福祉センター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為（平成20年4月1日以後に指定管理者に管理を行わ

せることとなる業務に係るものに限る。)は、改正後の日高市総合福祉センター条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 4 改正前の日高市総合福祉センター条例の規定によりされた指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、改正後の日高市総合福祉センター条例の相当規定によりされた指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為とみなす。

附 則（平成22年3月26日条例第6号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）は平成26年4月1日から、第2条中日高市総合福祉センター条例第4条第4号の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第17号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月22日条例第43号）

この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第5号）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の日高市立市民プールの使用に関する条例、日高市都市公園条例、日高市総合福祉センター条例、日高市文化体育館条例、日高市高麗郷古民家条例及び日高市横手台グラウンド条例の規定は、この条例の施行の日以後の各施設の利用許可申請に係る使用料から適用し、同日前の各施設の利用許可申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第11条、第21条関係）

種別	利用区分		使用料	備考
研修室	1時間につき		1,000円	市内（川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町及び越生町の区域内を含む。以下この表において同じ。）の高齢者若しくは障害者を主たる構成員とする団体又は公共団体若しくは市内の公共的団体等が利用する場合の使用料は、無料とする。
大広間	1時間につき		1,000円	
教養娯楽室 1・2・3	それぞれ1時間につき		150円	
調理実習室	1時間につき		350円	
生涯学習室	1時間につき		500円	
余暇活動室	1時間につき		350円	
会議室A	1時間につき		200円	
会議室B	1時間につき		150円	
会議室C	1時間につき		250円	
浴室	1回につき	市内	高齢者又は障害者	
			高齢者又は障害者以外の者	200円
		上記以外の者		600円
附属設備	規則で定める額			